

東京産農産物消費拡大支援事業実施要綱

制定 令和2年3月26日 31産労農安第1327号

改正 令和5年2月28日 4産労農安第1429号

(目的)

第1条 この要綱は、東京産農産物の消費拡大と販路開拓の取組を積極的に行う区市町村、農業協同組合及び民間団体に対して、経費の一部を支援することで、東京全体の地産地消を推進することを目的とする「東京産農産物消費拡大支援事業」の実施に関する基本的な事項を定める。

(推進体制)

第2条 都は、本事業の実施にあたり、関係機関との密接な連携をとりながら、関連施策と有機的な連携に配慮し、地域の実情に応じて、円滑かつ適切に推進する。

(事業の内容)

第3条 本事業は、地域において地産地消のために行う次の内容とする。

- 1 調理体験・セミナー、生産者との交流会、マルシェ等のイベント開催
- 2 事務所の設置運営
- 3 農産物等のブランド化の推進
- 4 情報発信
- 5 生産者と飲食店等のマッチング
- 6 東京産農産物の学校給食への提供
- 7 協議会等の設置・運営
- 8 その他、知事が必要と認める地産地消に係る取組

(事業実施主体)

第4条 事業実施主体は、区市町村、農業協同組合、民間団体とする。

(事業実施要件)

第5条 次に掲げる事項は、補助対象となる事業として認めない。

- 1 事業実施主体自体の広報、PR等を目的とした事業
- 2 事業実施主体構成員の人件費
- 3 専ら営利を目的としたもので、公益性を欠く事業
- 4 対象が事業実施主体の会員等に限定された事業

(助成措置)

第6条 知事は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。